

武蔵野市国民健康保険条例の一部改正について（議案第84号資料）**1 条例改正の理由**

令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された令和 6 年度税制改正の大綱において、法定の国民健康保険税課税限度額（以下「法定課税限度額」という。）の引上げ等が定められ、令和 6 年 4 月 1 日に地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 136 号）が施行された。それを踏まえ、本市の国民健康保険事業における財政の健全化を図るため、第 1 期武蔵野市国民健康保険財政健全化計画（令和 3 年度改定版）に基づき、令和 7 年度以後の国民健康保険税課税限度額（以下「課税限度額」という。）の改正を行う。

2 改正の内容

課税限度額の改正（第 8 条第 3 項、第 16 条第 1 項関係）

項目	改正前	改正後	（参考） 令和 6 年度 法定課税限度額
基礎（医療）分	65 万円	（改正なし）	65 万円
後期高齢者支援金等分	<u>22 万円</u>	<u>24 万円</u>	24 万円
介護納付金分	17 万円	（改正なし）	17 万円
合計	<u>104 万円</u>	<u>106 万円</u>	106 万円

3 武蔵野市国民健康保険運営協議会の答申

2 の内容について、本市の国民健康保険運営協議会に諮問し、令和 6 年 8 月 27 日及び同年 10 月 10 日における審議のうえ、答申をいただいた。答申において、法定課税限度額引上げによって本市の課税限度額の見直しを検討するにあたっては、被保険者の生活への影響をしっかりと見極めていただきたい、とのご意見をいただいている。

4 施行期日等

令和 7 年 4 月 1 日（令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用）